

地発第0625001号
基発第0625001号
職発第0625002号
平成20年6月25日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公印省略)
厚生労働省労働基準局長
(公印省略)
厚生労働省職業安定局長
(公印省略)

株式会社グッドウィルの事業廃止に伴う派遣労働者等への支援等について

株式会社グッドウィル（以下「グッドウィル」という。）は、本日（平成20年6月25日）有料職業紹介事業（許可番号：13-ユ-300200）及び一般労働者派遣事業（許可番号：般13-300177）について事業を廃止する旨、発表したところである。

これに伴い、グッドウィルの派遣労働者及び従業員の雇用や法定労働条件の確保への影響が懸念される所であり、雇用の安定の措置及び法定労働条件の確保等を図っていく必要がある。

このため、グッドウィルの本社所在地を管轄する東京労働局においては、グッドウィルに対して、これらに係る措置を要請することとしているが、本省をはじめ全国の労働局、公共職業安定所及び労働基準監督署においても、下記の取組により派遣労働者等の雇用の安定の措置等を図っていくこととしたので、了知の上、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 グッドウィル雇用対策本部の設置

迅速かつ的確な雇用対策等のため、本省に職業安定局次長を本部長とするグッドウィル雇用対策本部を設置し、雇用対策に係る指示及び再就職支援の状況等の把握を行う。

また、グッドウィルの本社所在地を管轄する東京労働局等においては、必要に応じ労働局長を本部長とする雇用対策本部を設置すること。

2 労働局における対応

各労働局は、総務部企画室に特別相談窓口を設け、当該相談窓口及び電話番号をホームページ等により周知することにより、グッドウィルの派遣労働者及び従業員、派遣先等からの労働者派遣に係る総合的な相談を受け、その相談内容に応じて、相談者の需給調整事業担当部局、公共職業安定所又は労働基準監督署等への誘導を行うこと。

3 公共職業安定所における対応

公共職業安定所に特別相談窓口を設置(注)し、離職を余儀なくされたグッドウィルの派遣労働者や従業員に対する職業相談及び職業紹介や雇用保険受給手続等について適正な対応を行うこと。

(注)グッドウィルの事業所の所在地(別添参考2参照。)を管轄する公共職業安定所にあつては、必ず設置するものとし、その他の公共職業安定所にあつては、必要に応じ設置するものとする。

(1) 職業相談及び職業紹介

グッドウィルの派遣労働者であつた者が就業の機会を求めて求職者として来所した場合、当該求職者については、必ずしも自ら望んで派遣労働者という雇用形態を選択しているわけではなく、直接雇用による安定した職業に就きたい者もいること、また、日々の生活費を得るために日払いによる雇用形態により働かざるを得ない状態にある者もいること等を踏まえ、それぞれの態様に依りて、以下のアからエに留意して積極的に職業相談、職業紹介を実施すること。また、離職したグッドウィルの従業員(正社員、契約社員、内勤アルバイト)であつた者が求職者として来所した場合は、当該求職者のニーズに応じてきめ細やかな就職支援を行うこと。さらに、必要に応じて個別の求人開拓を実施すること。

ア 当該求職者については、早急に生活費等を得る必要がある場合が考えられることから、可能な限り速やかに職業紹介を行い、早期に再就職できるよう支援すること。

イ また、職業紹介に当たっては、できる限り安定した雇用が望ましいが、当該求職者のニーズを踏まえつつ、すぐにでも働くことができるよう、雇用開始時期が近い求人を紹介することが望ましい場合もあると考えられること。

ウ 求人票の「賃金支払日」(日払いか週払いか月払いか、月払いの場合の最初の賃金支払日はいつか)、「就業場所」(当該求職者の居住地からの交通費がどの程度かかるか)等についても、求職者のニーズを十分踏まえて、適切に対応すること。

エ 住居を必要とする求職者に対しては、社員寮付きの求人や住み込み可能求人の情報提供、職業相談及び職業紹介を行うとともに、求職者のニーズに応じ、求人担当部門と連携の上、求人開拓に努めること。

また、必要に応じ、住居喪失不安定就労者サポートセンター等への誘導を行うこと。

(2) 雇用保険受給手続

離職を余儀なくされた従業員や受給資格のある派遣労働者の雇用保険受給手続に関し、迅速に対応すること。

(3) 派遣先の事業主からの求人申込みの相談への対応

公共職業安定所は、グッドウィルと労働者派遣契約を締結していた派遣先の事業主から労働者の確保に係る相談があつた場合は、安定した雇用を求める求職者に対応できるようにするため、雇用期間について可能なかぎり長期となるよう働きかけつつ、公共職業安定所への求人申込みを勧奨すること。また、当該事業主から求人申込みがあつた場合は、求職者のニーズを踏まえつつ、求人充足に努めること。

4 労働基準監督署における対応

派遣労働者等からの労働条件に関する相談については、必要に応じ上記2の特別相談窓口との連携を図りつつ、適切に対応すること。

また、過去の賃金控除等に関するものも含め、賃金等の労働条件について労働基準関係法令上の問題がある事案を把握した場合は、グッドウィルの本社所在地を管轄する東京労働局と連携しつつ、監督指導を実施する等迅速に対応すること。

5 実施期間

平成20年6月25日(水)から当分の間